(証券コード　8963)
（発信日）2026年12月 1 日
（電子提供措置の開始日）2026年11月25日

投 資 主 各 位

東京都港区六本木六丁目10番１号
六 本 木 ヒ ル ズ 森 タ ワ ー
インヴィンシブル 投資法人
執 行 役 員　福田直樹

第24回投資主総会招集ご通知

拝啓　投資主の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本投資法人の第24回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することも可能です。書面により議決権を行使いただく場合には、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご記入の上、2026年12月16日（水曜日）午後５時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」といいます。）第93条第１項及び第３項に従い、以下に抜粋した本投資法人規約第25条において「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、**当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書により議決権を行使されない場合（議決権行使書面が2026年12月16日（水曜日）午後５時30分までに到着しない場合を含みます。）、同規約同条第２項に定める場合を除き、投資主様が保有されている議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、本投資主総会における議案について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになります。この点、十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。**

（本投資法人規約抜粋）第25条（みなし賛成）

投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします。

２.前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、以下の各事項に係る議案の決議には適用しないものとします。

（1）執行役員又は監督役員の解任
（2）資産運用会社による資産の運用に係る委託契約の解約への同意
（3）投資法人による資産の運用に係る委託契約の解約
（4）規約の変更（但し、みなし賛成に関連する規定の制定又は改廃に限ります。）
（5）投資法人の解散

３.第１項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイトに「第24回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。また、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト
https://www.invincible-inv.co.jp/ir/meeting.html

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（インヴィンシブル投資法人）又は証券コード（8963）を入力・検索し、「基本情報」→「縦覧書類／PR情報」→「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択の上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

敬　具

記

１．日　　時　2026年12月17日（木曜日）午前10時（受付：午前９時30分～）

２．場　　所　東京都港区六本木三丁目２番１号
住友不動産六本木グランドタワー　９階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター
Room A＋B
（末尾の「投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．投資主総会の目的事項

決 議 事 項

第１号議案　規約一部変更の件
第２号議案　執行役員１名選任の件
第３号議案　補欠執行役員２名選任の件
第４号議案　監督役員２名選任の件

以　上

（お願い・ご案内）

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の代わりに議決権行使書をご返送いただいた場合、ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の規約の定めに従い、議決権を有する他の投資主の方１名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を投資主様ご本人及び代理人の議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、投資主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主以外の方はご入場できませんので、ご注意ください。

◎電子提供措置事項を修正する場合の周知方法

電子提供措置事項について修正が生じた場合は、上記本投資法人ウェブサイト及び東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしますのでご了承ください。

◎本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるコンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　規約一部変更の件

１．議案の要領及び変更の理由

(1) 2026年４月１日付で一般社団法人投資信託協会及び一般社団法人日本投資顧問業協会が合併し、「一般社団法人資産運用業協会」が発足したことに伴い、必要な字句の修正その他所要の変更を行うものです（第10条第７項関係、第15条関係、第17条関係）。

(2) 「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。その後の改正を含みます。）の改正に伴い、改正後の条文にあわせ関連する規定の変更を行うものです（第11条第３項関係）。

(3) 「投資法人の計算に関する規則」（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）の改正に伴い、資産運用報告等を含む提供計算書類等の電子提供措置をとるため、必要な規定を新設するものです（第17条の２関係）。

(4) 本投資法人は、2013年１月以降2026年12月までの期間に係る運用報酬について、資産運用会社であるコンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）の同意を得て減額しておりますが、本投資法人の内部成長及び外部成長による資産規模及び利益水準等の拡大に伴い、運用報酬額を適正な金額とすることを目的として、2027年１月から2027年12月までの期間に係る運用報酬を2026年１月から2026年12月までの期間に係る運用報酬よりも増額するものの、規約変更がなされなかった場合に適用されることとなる水準に比べて減額された金額とすることについて資産運用会社の同意を得ましたので、当該期間に係る運用報酬の額及び支払いに関する基準を変更するものです。（第41条関係、附則関係）

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　　行　　規　　約	変　　更　　案
第３章　資産運用の対象及び方針	**第３章　資産運用の対象及び方針**
第10条（投資態度） （記載省略） 7. 第２項から前項に掲げる取引以外の取引については、法令及び一般社団法人投資信託協会規則、本規約並びに公正な一般慣習に照らし、その取引が可能であり、かつ、当該取引が本投資法人の資産運用において有益であると判断される場合、当該取引を行うことができるものとします。 8.（記載省略）	第10条（投資態度） （現行どおり） 7. 第２項から前項に掲げる取引以外の取引については、法令及び一般社団法人資産運用業協会規則、本規約並びに公正な一般慣習に照らし、その取引が可能であり、かつ、当該取引が本投資法人の資産運用において有益であると判断される場合、当該取引を行うことができるものとします。 8.（現行どおり）
第11条（資産運用の対象） （記載省略） 2.（記載省略） 3. 本投資法人は、第１項及び第２項に定める特定資産のほか、不動産等への投資にあたり必要がある場合には、次の各号に掲げる資産に投資することがあります。 (1)～(2)（記載省略） (3) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。その後の改正を含みます。）に基づく算定割当量その他これに類似するもの、又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含みます。） (4)～(14)（記載省略） 4.（記載省略）	第11条（資産運用の対象） （現行どおり） 2.（現行どおり） 3. 本投資法人は、第１項及び第２項に定める特定資産のほか、不動産等への投資にあたり必要がある場合には、次の各号に掲げる資産に投資することがあります。 (1)～(2)（現行どおり） (3) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。その後の改正を含みます。）に基づく国際協力排出削減量その他これに類似するもの、又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含みます。） (4)～(14)（現行どおり） 4.（現行どおり）

現　　行　　規　　約	変　　更　　案
第15条（資産評価の方法、基準及び基準日） 本投資法人の資産評価の方法は、下記のとおり運用資産の種類毎に定めます。 (1)～(9)（記載省略） (10) その他 ① 上記に定めがない場合については、一般社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価します。 ② (記載省略) (11)（記載省略）	第15条（資産評価の方法、基準及び基準日） 本投資法人の資産評価の方法は、下記のとおり運用資産の種類毎に定めます。 (1)～(9)（現行どおり） (10) その他 ① 上記に定めがない場合については、一般社団法人資産運用業協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価します。 ② (現行どおり) (11)（現行どおり）
第４章　計算	**第４章　計算**
第17条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行います。 (1)～(3)（記載省略） (4) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、経済環境、不動産市場、賃貸市場、不動産投資信託証券市場等の動向若しくは本投資法人による資産取得及び資金調達が１口当たり分配金額に及ぼす影響等を勘案し本投資法人が適切と判断する場合、又は本投資法人における法人税等の課税の発生を抑えることができる場合、投信法の規定に従い、投資主に対し、投信法に基づく承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、一般社団法人投資信託協会規則に定められる金額を限度として、本投資法人が決定した金額を加算した額を、分配可能金額を超えて金銭で分配することができます。 (5)～(6)（記載省略）	第17条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行います。 (1)～(3)（現行どおり） (4) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、経済環境、不動産市場、賃貸市場、不動産投資信託証券市場等の動向若しくは本投資法人による資産取得及び資金調達が１口当たり分配金額に及ぼす影響等を勘案し本投資法人が適切と判断する場合、又は本投資法人における法人税等の課税の発生を抑えることができる場合、投信法の規定に従い、投資主に対し、投信法に基づく承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、一般社団法人資産運用業協会規則に定められる金額を限度として、本投資法人が決定した金額を加算した額を、分配可能金額を超えて金銭で分配することができます。 (5)～(6)（現行どおり）

現　　行　　規　　約	変　　更　　案
（新設）	第17条の２（資産運用報告等の電子提供措置） 本投資法人は、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。以下「計算規則」といいます。）の定めるところに従い、計算規則第81条第１項に定める提供計算書類等（計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びに会計監査報告をいいます。）に表示すべき事項に係る情報を、投信法第131条第３項の規定による通知を発出する時から５年間、継続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置をとるものとします。
（新設）	
第８章　資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者	**第８章　資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者**
第41条（資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準） 資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準は、運用報酬、取得報酬、譲渡報酬及び合併報酬から構成され、具体的な金額又は計算方法並びに支払い時期は以下のとおりとします。 運用報酬 （1）2026年１月から2026年12月までは、半期（３箇月）毎報酬として、本投資法人の運用する資産の当該半期末総資産額に0.4%を乗じた金額を４で除した金額（１円未満切捨て）又は金32,500万円のいずれか低い方の金額を上限とした金額を、（2）2027年１月以降は月額報酬として本投資法人の運用する資産の月末総資産額に応じて、0.4%を乗じた金額の合計額を12で除した金額（１円未満切捨て）又は金2,500万円のいずれか高い方の金額の合計額を、それぞれ当該各半期毎に、当該各半期末日経過後６箇月以内に支払います。	第41条（資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準） 資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準は、運用報酬、取得報酬、譲渡報酬及び合併報酬から構成され、具体的な金額又は計算方法並びに支払い時期は以下のとおりとします。 運用報酬 （1）2027年１月から2027年12月までは、半期（３箇月）毎報酬として、本投資法人の運用する資産の当該半期末総資産額に0.4%を乗じた金額を４で除した金額（１円未満切捨て）又は金37,500万円のいずれか低い方の金額を上限とした金額を、（2）2028年１月以降は月額報酬として本投資法人の運用する資産の月末総資産額に応じて、0.4%を乗じた金額の合計額を12で除した金額（１円未満切捨て）又は金2,500万円のいずれか高い方の金額の合計額を、それぞれ当該各半期毎に、当該各半期末日経過後６箇月以内に支払います。

現　　行　　規　　約	変　　更　　案
取得報酬 (記載省略) 譲渡報酬 (記載省略) 合併報酬 (記載省略) 附則 第41条に定める運用報酬にかかる改正は、2026年１月１日に効力を生じるものとします。	取得報酬 (現行どおり) 譲渡報酬 (現行どおり) 合併報酬 (現行どおり) 附則 第41条に定める運用報酬にかかる改正は、2027年１月１日に効力を生じるものとします。

第２号議案　執行役員１名選任の件

執行役員福田直樹より、規約上、執行役員の任期は選任後２年以内とされており、本投資主総会で執行役員として選任されれば、その任期は本日より２年間になることを踏まえて、任期調整の観点から、本投資主総会終結の時をもって一旦辞任したい旨の申出があったため、あらためて執行役員１名の選任をお願いするものであります。本議案において、執行役員の任期は、本投資法人規約第30条第１項の規定により、2026年12月17日より２年とします。

なお、本議案は2026年11月16日開催の役員会における監督役員の全員の同意をもって提出するものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 本投資法人における地位及び担当	所有する 投資口数 (口)
福　田　直　樹 (1962年７月23日)	1985年４月　第一生命保険相互会社（現第一生命保険株式会社）入社 1998年４月　第一ライフ・キャピタル・プロパティーズ株式会社　出向　プレジデント 2000年４月　第一生命保険相互会社　運用関連事業部課長 2004年４月　同社　不動産部　不動産企画グループ次長 2006年４月　第一ライフ・インターナショナル（U.S.A.）株式会社（現DLI NORTH AMERICA Inc.）出向　プレジデント 2008年４月　ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社　出向　取締役不動産投資本部長 2011年４月　相互住宅株式会社　出向　執行役員 2012年４月　プロロジス社　入社　シニアバイスプレジデント　ファイナンスディレクター、アジア 2013年４月　フォートレス・リアル・エステート・アジア合同会社（現フォートレス・インベストメント・グループ・ジャパン合同会社）入社　マネージング ディレクター 2013年４月　コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社　顧問 2013年５月　Calliope　合同会社　出向 2013年５月　コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社　出向　代表取締役社長（現任） 2013年６月　本投資法人執行役員（現任）	0

（注１）上記執行役員候補者福田直樹は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているコンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社の代表取締役社長です。その他、本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
（注２）上記執行役員候補者福田直樹は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。
（注３）本投資法人は、投信法第116条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により塡補することとしております。上記執行役員候補者は、現在執行役員として当該保険契約の被保険者に含められており、本議案により執行役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第３号議案　補欠執行役員２名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2026年12月17日付で補欠執行役員２名の選任をお願いするものであります。本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、横田雅之を第一順位、クリストファー・リードを第二順位とします。本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第30条第２項の規定により、第２号議案における執行役員の任期が満了する時までとなります。

なお、2025年12月19日開催の投資主総会における補欠執行役員クリストファー・リードの選任に係る決議は、本議案の承認可決を条件として、その効力を失うものとします。また、同投資主総会における補欠執行役員市來直人の選任に係る決議は、同人から辞任の申出があったため、2026年６月19日開催の役員会においてその選任を取り消しております。

また、本議案は2026年11月16日開催の役員会における監督役員の全員の同意をもって提出するものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する投資口数 (口)
1	横田雅之 (1965年６月７日)	1989年４月　佐藤工業株式会社　入社　開発事業本部 1992年10月　勧業不動産株式会社　出向　不動産鑑定部 1995年10月　佐藤工業株式会社　帰任　開発事業本部　主任 1997年７月　株式会社住信基礎研究所（現　株式会社三井住友トラスト基礎研究所）　入社　研究員 1999年７月　アセッツコンサルティングファーム株式会社　入社　取締役 2000年４月　大和証券ＳＢキャピタル・マーケッツ株式会社（現　大和証券株式会社）　入社　ストラクチャード・ファイナンス部　次長 2000年７月　森トラスト・大和不動産投信株式会社（現　森トラスト・アセットマネジメント株式会社）　出向　運用部　部長 2001年７月　大和証券ＳＢキャピタル・マーケッツ株式会社（現　大和証券株式会社）　帰任　ストラクチャード・ファイナンス部　次長 2004年４月　早稲田大学大学院ファイナンス研究科（現　早稲田大学大学院経営管理研究科）非常勤講師（現任）	0

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する投資口数 (口)
		2006年３月　モルガン・スタンレー証券株式会社（現　三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社）　入社　不動産投資銀行部　ヴァイス　プレジデント 2006年７月　大和総研株式会社（現　株式会社大和ファンド・コンサルティング）　入社　年金コンサルティング部　年金コンサルタント 2007年２月　ゴールドマン・サックス証券株式会社　入社　投資銀行部門　ヴァイスプレジデント 2009年１月　株式会社東京証券取引所　入社　上場部　課長 2015年４月　同社　上場推進部　上場推進部長 2021年４月　一般社団法人東京国際金融機構出向　事務局長 2023年４月　株式会社東京証券取引所　帰任　金融リテラシーサポート部金融リテラシーサポート担当部長 2024年１月　同社　上場部　上場会社サポート担当部長 2025年４月　ＪＬＬ森井鑑定株式会社　入社　アドバイザリー本部長 2026年５月　コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社　入社　顧問 2026年７月　同社　取締役　業務管理部長兼新投資法人準備室長（現任）	
2	クリストファー・リード （1970年8月2日）	2001年１月　プロスペクト・アセット・マネージメント・インク　入社 2001年３月　株式会社プロスペクト（現Ｊトラスト株式会社）　出向　取締役 2006年４月　同社　入社　取締役 2012年９月　フォートレス・リアル・エステート・アジア合同会社（現フォートレス・インベストメント・グループ・ジャパン合同会社）　入社　ディレクター 2012年10月　コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社　顧問 2013年５月　同社　取締役（非常勤）（現任） 2026年９月　フォートレス・インベストメント・グループ・ジャパン合同会社　マネージング　ディレクター（現任）	0

（注１）上記補欠執行役員候補者横田雅之は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているコンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社の取締役業務管理部長兼新投資法人準備室長であります。その他、本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。また、上記補欠執行役員候補者クリストファー・リードは、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているコンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社の取締役であります。その他、本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

なお、上記各補欠執行役員候補者の補欠執行役員選任については、執行役員就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

（注２）本投資法人は、投信法第116条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により塡補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第４号議案　監督役員２名選任の件

監督役員田村佳弘及び長澤まりかより、規約上、監督役員の任期は選任後２年以内とされており、本投資主総会で監督役員として選任されれば、その任期は本日より２年間になることを踏まえて、任期調整の観点から、本投資主総会終結の時をもって一旦辞任したい旨の申し出があったため、監督役員２名の選任をお願いするものであります。本議案において、監督役員の任期は、本投資法人規約第30条第１項の規定により、2026年12月17日より２年とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況並びに本投資法人における地位	所有する投資口数（口）
1	田　村　佳　弘 （1965年８月20日）	1996年４月　弁護士登録（東京弁護士会） 芝大門法律事務所入所（現職） 2011年10月　株式会社ベックワンパートナーズ監査役（現任） 2013年９月　文部科学省原子力損害賠償紛争審査会特別委員 2017年８月　株式会社ミカサ・アセット・マネジメント（現大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社）　コンプライアンス委員会外部委員 2018年12月　本投資法人監督役員（現任） 2025年４月　関東信越地方年金記録訂正審議会臨時委員（現任）	0
2	長　澤　まりか （1985年７月12日）	2011年２月　有限責任 あずさ監査法人　入所 2019年12月　公認会計士登録 2021年２月　監査法人アヴァンティア　入所（2025年１月以降非常勤）（現職） 2021年11月　長澤まりか公認会計士事務所開設（現職） 2023年12月　本投資法人監督役員（現任）	0

（注１）上記監督役員候補者両名と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

（注２）上記監督役員候補者両名は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務全般を監督しております。

（注３）本投資法人は、投信法第116条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により塡補することとしております。上記監督役員候補者両名は現在監督役員として当該保険契約の被保険者に含められており、本議案により監督役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

［参考事項］

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人規約第25条第１項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、同条第２項の定めに従い、同項各号に定める議案については同条第１項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第１号議案乃至第４号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以　上

投資主総会会場ご案内図

会 場	ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room A+B
住所・ 電話番号	東京都港区六本木三丁目２番１号 住友不動産六本木グランドタワー９階 TEL：050-3112-0907
最寄駅	東京メトロ南北線「六本木一丁目」駅（西改札直結）※ 都営地下鉄大江戸線「六本木」駅（５番出口より徒歩７分） 東京メトロ日比谷線「六本木」駅（３番出口より徒歩８分） ※六本木一丁目駅からのアクセスが最もわかりやすくて便利です。



【六本木駅からのアクセス】

❶ 日比谷線六本木駅３番出口から地上へ上がり、正面の六本木通りを右へ。左手に首都高速を見ながら、六本木通りを直進。

❷ 大江戸線５番出口からは、地上に出たら道なりに直進。

❸ セブンイレブン前を過ぎてから最初の信号をそのまま横断し、正面にある地下へのエスカレーターを降りて右へ。直進すると、会場のある住友不動産六本木グランドタワー入口に到着します。

六本木一丁目駅のホームから改札階まで上がり、西改札を出ると、会場のある住友不動産六本木グランドタワーへの直結通路になっています。

【六本木一丁目駅からのアクセス】

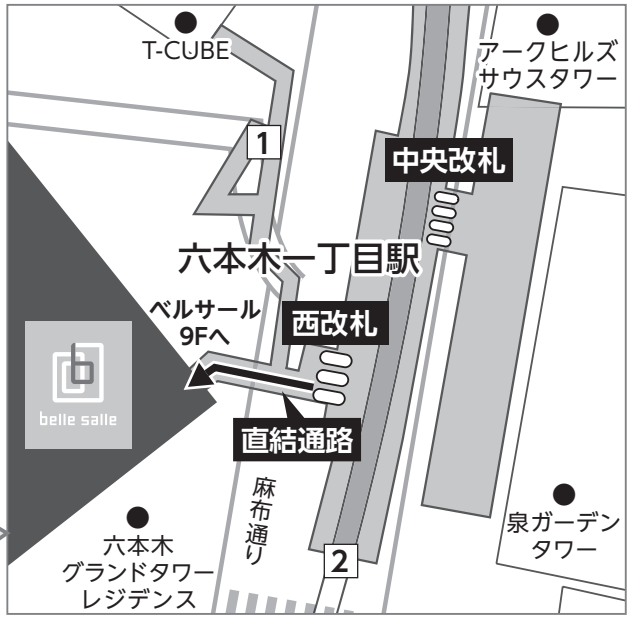

※<u>会場には駐車場のご用意がございません</u>ので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。